

**情報通信技術の活用による行政手続等に係る
関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化
及び効率化を図るための行政手続等における
情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を
改正する法律の一部の施行期日を定める政令案等
概要**

厚生労働省雇用環境・均等局

特定業種退職金共済制度における電磁的方法による掛金納付の追加について

特定業種退職金共済制度において、共済契約者が被共済者の共済手帳に共済証紙を貼付する方法に加え、電磁的方法による掛金納付が可能となるよう、中小企業退職金共済法を改正。

特定業種退職金共済制度とは

共済証紙を金融機関を通じて購入

※現行では建設業、清酒製造業及び林業

(独) 勤労者退職金共済機構 (掛金を運用)

特定業種※の中小企業事業主

雇用日数に応じ共済手帳に共済証紙を貼付

退職金を
支給

業界引退時に退職金を請求

期間雇用で特定業種※に
従事することを常態とする労働者



(共済証紙)

中小企業退職金共済法の改正内容 (電磁的方法による掛金納付の追加)

現行

- 共済契約者 (事業主) が金融機関窓口で共済証紙を購入し、被共済者 (労働者) に賃金を支払うつど、被共済者の共済手帳に就労実績に応じて共済証紙を貼付し、これに消印する方法によって掛金を納付している。

改正後

- 厚生労働大臣が指定する特定業種における掛金納付については、共済契約者が電子情報処理組織を使用して、厚生労働省令で定めるところ (※1) により、被共済者の就労の実績を (独) 勤労者退職金共済機構に報告する場合には、証紙貼付方法に代えて、厚生労働省令で定めるところ (※2) により、現金により納付することができることとする。

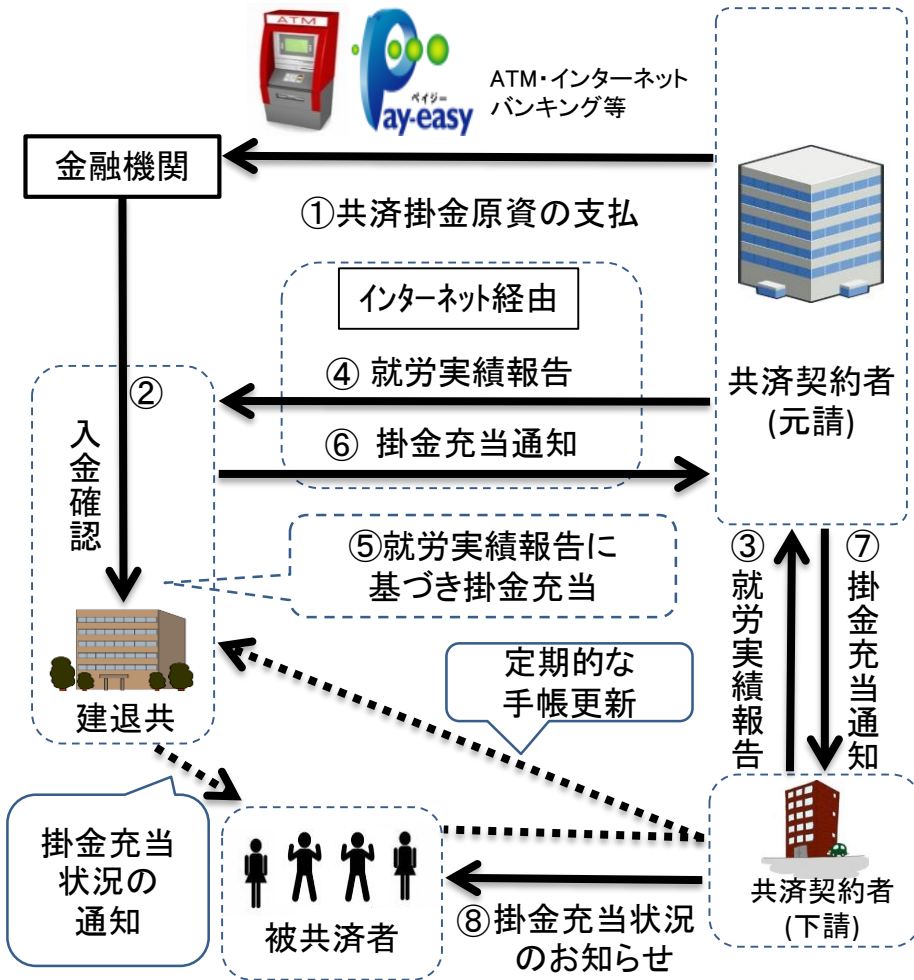
※1 就労実績に係る具体的な報告内容、就労実績報告の期限等を規定する予定。

※2 ペイジー又は口座振替を規定する予定。

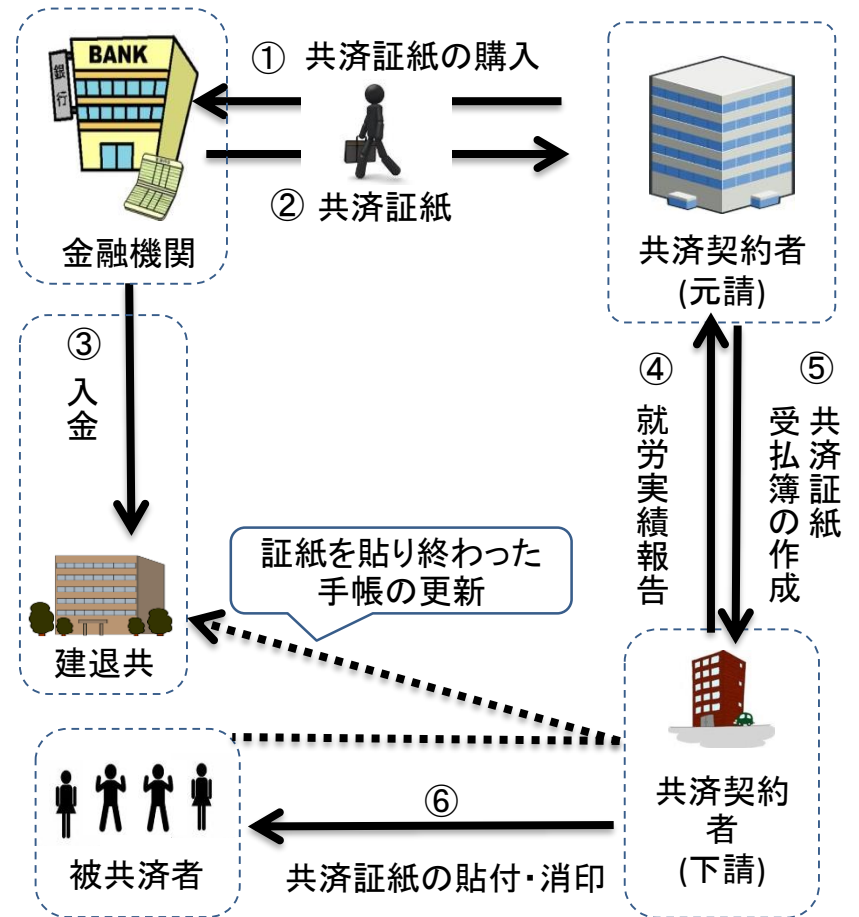
施行日：改正法の公布の日 (令和元年5月31日) から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

電磁的方法による掛金納付方法のイメージ

電磁的方法(ペイジーの場合)



証紙貼付方法(現行)



改正法の施行日について（政令事項）

改正法における中小企業退職金共済法の改正に係る規定の施行期日は、令和2年10月1日とする。

厚生労働大臣が指定する特定業種について（告示事項）

電磁的方法による掛金納付を行うことができる特定業種として、建設業を指定する。

<参考> 今後の予定

令和2年10月～ 試行的実施

- ※ 一部の共済契約者の協力を受け、電磁的方法による掛金納付システムが安定的に稼働するよう、必要な調整を行う。
- ※ 試行的実施の対象は、元請企業数十者及び当該企業から業務を請け負う下請企業とする見込み（参加を希望する企業全てに協力を求める予定）。

令和3年3月中 本格的実施

- ※ 試行的実施においてシステムに問題が発見された場合は、所要の修正を行うため、本格的実施の時期は延期する。

中小企業退職金共済法施行規則の改正について（1）

I 電子情報処理組織の使用による掛金の納付等

- 1 共済契約者であって電磁的方法により掛金を納付しようとするもの（以下「電子情報処理組織使用共済契約者」という。）は、被共済者に賃金を支払う期日の属する月の翌月末日までに、電子情報処理組織を使用して、当該賃金の支払の対象となる期間におけるその者を雇用した日数を報告するとともに、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という）に対して納付する掛金の原資となる金銭から掛金の日額に当該雇用した日数を乗じて得た金額に相当する額を掛金として納付することを申し出なければならないこととする。
- 2 1の報告には、被共済者を雇用した日数のほか、次の事項を記載しなければならないこととする。
 - (1) 電子情報処理組織使用共済契約者の氏名又は名称及び共済契約者番号
 - (2) 被共済者の氏名及び被共済者番号
- 3 機構は、1の報告及び申出を受けた場合には、当該報告及び申出に基づき掛金の納付に係る事務を処理する。
- 4 機構は、3の事務を処理したときは、電子情報処理組織使用共済契約者に対し、被共済者ごとの掛金の納付状況を明らかにしなければならないこととする。
- 5 電子情報処理組織使用共済契約者は、被共済者から求めがあったときは、当該被共済者の掛金の納付状況を当該被共済者に通知しなければならないこととする。

中小企業退職金共済法施行規則の改正について（２）

Ⅱ 掛金の納付の原資となる金銭の納付等

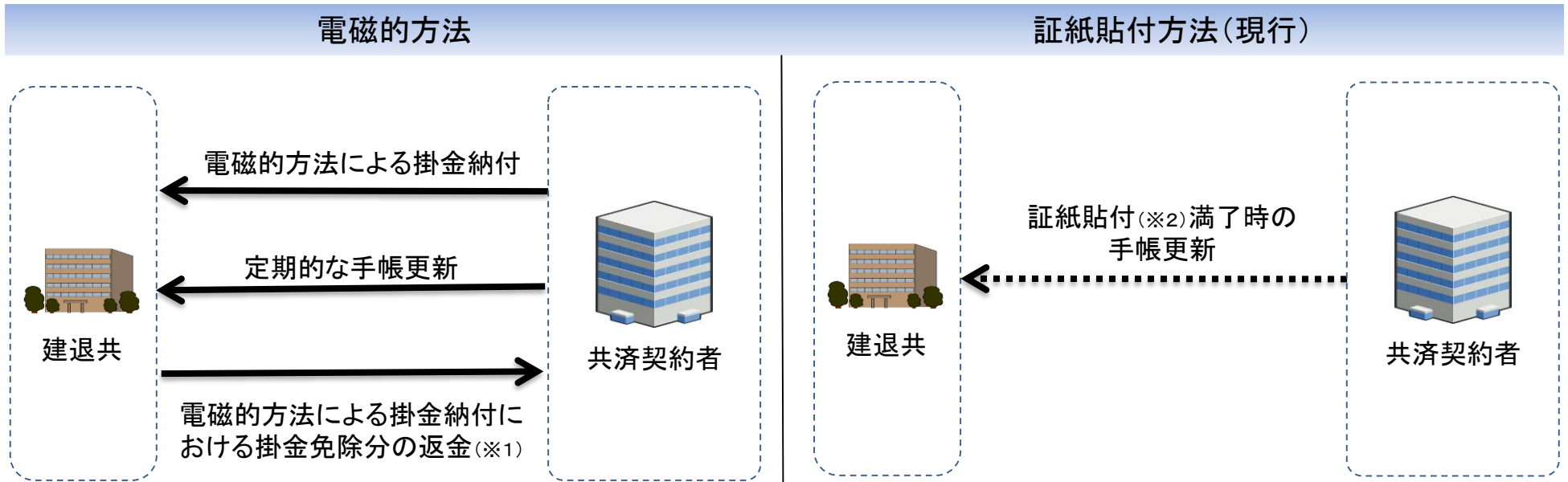
- 1 電子情報処理組織使用共済契約者は、機構に対して、次のいずれかの方法により、掛金の納付の原資となる金銭を納付しなければならないこととする。
 - (1) ペイジーにより納付する方法
 - (2) 口座振替の方法
- 2 口座振替の方法により当該金銭を納付しようとする電子情報処理組織使用共済契約者は、その旨を機構に申し出なければならないこととする。
- 3 機構は、掛金の納付の原資となる金銭を収納したときは、電子情報処理組織使用共済契約者に対し、当該金銭の収納状況を明らかにしなければならないこととする。
- 4 電子情報処理組織使用共済契約者は、特定業種受託金融機関に、共済契約者証票を提示し、その保有する共済証紙を提出して、当該共済証紙の額に相当する額の金銭を掛金の納付の原資となる金銭として納付することを申し出ることができることとする。
- 5 電子情報処理組織使用共済契約者は、次の場合には、機構に対し、納付した金銭の返還を求めることができることとする。
 - (1) 特定業種共済契約が解除されたとき
 - (2) 被共済者となるべき者を雇用しなくなったとき

中小企業退職金共済法施行規則の改正について（3）

Ⅲ 電子情報処理組織使用共済契約者に対する加入促進等のための掛金負担軽減措置

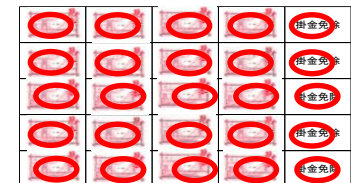
電子情報処理組織使用共済契約者に対する掛金の免除は、当該電子情報処理組織使用共済契約者に対し、一定の日分の掛金を免除する旨を明らかにして行うものとする。

<参考> 掛金免除手続のイメージ



※1 定期的な手帳更新時に、証紙貼付方式による掛金納付と電磁的方法による掛金納付における掛金免除日数を合算し、掛金納付日数が250日(掛金免除欄50日分に相当)を超えた場合に、電磁的方法による納付された金銭から掛金免除分を返金する。

※2 就労日数に応じて共済証紙の貼付・消印を行うが、5日に1回の割合で掛金免除欄(50日分)を設け、当該欄には消印のみ行う。



中小企業退職金共済法施行規則の改正について（４）

IV 元請負人の事務処理に係る電子情報処理組織の使用等

- 1 元請負人が委託を受けて下請負人の事務を処理しようとするときに機構に対して行う届書の提出等について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする。
- 2 委託を受けて下請負人の事務を処理する元請負人が備え付けておかなければならないこととされる帳簿について、電磁的記録をもって作成することができることとする。

V 共済手帳の請求等

- 1 被共済者が、新たに共済手帳の交付を受けようとするとき、その共済手帳を共済契約者に提出しなければならない場合として、その所持する共済手帳の表紙に記載された更新時期が到来した場合を追加することとする。
- 2 機構に対して共済手帳を請求しようとするときに行う申請書の提出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする。

VI 退職金の支給を受けるべき遺族又は相続人に同順位者が二人以上あるときの請求手続

退職金の支給を受けるべき遺族又は相続人に同順位者が二人以上ある場合で、機構が代理人一人を定めることができないやむを得ない事情があると認めたときには、退職金の受領に関し一切の権限を有する代理人一人を定めることなく退職金の請求をすることができることとする。

独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、 財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正について

1 給付経理及び特別給付経理間の資金の融通

下請負人の委任を受けて、特定業種退職金共済契約又は特別共済契約（※1）に基づく掛金納付に係る事務を元請負人が処理する場合には、下請負人が行うべき掛金納付に係る事務を元請負人が処理する場合であって、元請負人及び下請負人の一方のみが中小企業者でないときは、機構は、必要に応じて、元請負人が納付した金銭について、一の特定業種における退職金共済事業等勘定に属する給付経理と特別給付経理（※2）との間における資金の融通を行うことができる。

※1 大企業を共済契約者とする共済契約

※2 給付経理は中小企業退職金共済事業について、特別給付経理は特別共済契約に係る事業について、それぞれ経理するもの

2 給付経理及び特別給付経理に係る合同運用

機構は、一の特定業種における退職金共済事業等勘定に属する給付経理及び特別給付経理においてそれぞれ経理すべき業務に係る業務上の余裕金を合同して運用することができるものとする。